

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、企業価値向上の観点から、企業競争力の強化と経営判断の迅速化を図るとともに、株主に対する経営の透明性、経営チェック機能の充実を最重要課題としております。

このような視点にたち、タイムリーディスクロージャーを重視した情報提供の即時性、公平性・透明性を図ることに努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、名古屋証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を1名選任しており、取締役会における独立した客観的な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。しかしながら、独立社外取締役の複数名選任に対する社会的な要請が高いことは十分認識しており、今後もその必要性等については引き続き取締役会で検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で新規保有や継続保有を判断します。

当社では、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを総合的に判断して、議決権の行使を行っております。

なお、取締役会で定期的に保有状況の確認を行い、必要に応じて会計年度毎に株式処分案を付議しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員、当社役員が実質的に支配する法人との取引を行う場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認、確認等を行っております。また、主要株主との取引が発生する場合は、第三者との取引と同様に決定しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、中長期的な企業価値向上を図るべく、「健康で明るい生活へのお手伝い」を経営理念とし、経営戦略、経営計画を策定しております。

また、企業理念等は決算短信に記載しており、ホームページに掲載しております。

http://www.marusanai.co.jp/ir_zaimu.html

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しております。

(3) 取締役の報酬の決定に関する方針と手続きを、以下のとおりとしております。

当社の取締役の報酬等の額は、職位別に設けられた報酬基準と各取締役の経営に対する貢献度、会社の業績等を勘案して決定しております。なお、報酬総額は、株主総会で承認された範囲内で運用しております。

報酬の決定に際しては、社外取締役の意見や助言を得るプロセスを経ております。

(4) 取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、法定の条件を備え、人格並びに識見とともに優れ、その職責を全うすることのできる適任者を指名する方針としております。取締役及び監査役候補者の指名は、社長または取締役会の推せんにより、取締役会に諮り、株主総会の決議により決定することとしております。

取締役及び監査役候補者の指名に際しては、社外取締役の意見や助言を得るプロセスを経ております。

(5) 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、経営の意思決定、監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機関としての部長会を設け、業務執行の機動性と柔軟性を高める事としております。取締役会は、経営の基本方針、法令・定款及び取締役会規程に定められた経営に関する重要事項を決定しております。部長会は、常勤取締役、常勤監査役、部長及び内部監査室長が出席し、取締役会で決議された内容の情報共有し、それぞれの部門における業務の執行状況について報告がなされ、課題の検討を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断する事としております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、定款の定めにより、15名以下の取締役で構成しております。当社の生産、営業、開発、管理、経営企画それぞれの部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富な知識や経験、能力を持ち、当社の更なる発展に貢献する事が期待できる者を取締役とする方針であります。社外取締役にしましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を持った人材を候補者としております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書、株主総会招集通知及びコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、毎年10月から11月にかけて、各取締役による取締役会の自己評価を実施しております。今年度平成28年9月期における結果の概要は以下のとおりです。

取締役全員を対象に、取締役会実効性に関する評価の趣旨等を説明の上、アンケート形式による自己評価を行いました。

- ・取締役会の人数は適切で構成員の多様性は確保されており、独立社外取締役の知識・経験・能力・兼任状況についても問題ありませんでした。
- ・年間スケジュール、開催頻度、資料、審議時間、司会進行、雰囲気については、概ね問題ありませんでした。
- ・議案の審議、選定、提案時期に関しては概ね問題ありませんでした。経営幹部の選・解任、中期計画についても適切に議論がなされており、利益相反に関しても適切に管理されております。
- ・情報提供などの機会や内部監査部門との連携は概ね確保されており、トレーニングの機会も一応与えられております。

以上の結果、当社取締役会の総合的な評価としては、概ね良好であり、取締役会の実効性が確保されているものと判断いたしました。しかしながら、取締役会における審議事項の見直し、重要案件に関する資料の充実や審議時間の確保、事前説明の徹底などを図るための諸規程の改訂や、取締役会運営方法の見直しをなどの改善に取り組み、取締役会実効性の確保に努めております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役・監査役向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時およびその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っております。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、年2回の株主様懇談会の開催しており、株主様と直接対話する機会を設けております。

また、年1回の株主様工場見学会、年2回の株主優待にてアンケートを行い、株主様との対話、ご意見を収集しております。

さらに、当社はIR担当部署を設け、株主様からのお問い合わせ対応や、ホームページにIRトピックス、スケジュール、Q&A、株式情報、財務情報を開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社佐藤産業	305,060	13.29
佐藤公信	180,684	7.87
マルサンアイ取引先持株会	138,600	6.04
マルサンアイ従業員持株会	101,280	4.41
中島典子	90,566	3.94
福島裕子	90,566	3.94
佐藤明子	41,660	1.81
ひかり味噌株式会社	40,000	1.74
中島治夫	39,160	1.71
福島重喜	39,160	1.71

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	9 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森田尚男	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田尚男	○	平成26年12月11日 当社独立役員(現任)	弁護士としての専門的知識、社外取締役としての経験等を有しており、また経営の客観性・中立性において適任と判断し、選任に至りました。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立した立場にあると認識しております。 ＜独立役員の確保の状況＞ 森田尚男は、以下の1から5までの掲げる事項に該当いたしません。 1. 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者等 2. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等または当社の主要な取引先若しくはその業務執行者等 3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家 4. 当社の主要株主

		5. 次の(a)または(b)に掲げる者の近親者 (a) 1から前4までに掲げる者 (b) 当社またはその子会社の業務執行者等
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査室は、業務監査と会計監査との相互補完の強化を図り、コンプライアンス（法令遵守）を含めた監査を効率的に実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
畝部泰則	税理士													
新井一弘	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畝部泰則	○	平成22年3月8日 当社独立役員（現任）	専門的知識に優れており、また経営の客観性・中立性において適任と判断し、選任に至りました。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立した立場にあると認識しております。 ＜独立役員の確保の状況＞ 畝部泰則は、以下の1から5までの掲げる事項に該当いたしません。 1. 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者等

			2. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等または当社の主要な取引先若しくはその業務執行者等 3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家 4. 当社の主要株主 5. 次の(a)または(b)に掲げる者の近親者 (a) 1から前4までに掲げる者 (b) 当社またはその子会社の業務執行者等
新井一弘		当社の連結子会社である株式会社匠美、株式会社玉井味噌及びマルサンアイ鳥取株式会社の監査役を兼任しております。	専門的知識に優れており、また経営の客観性・中立性において適任と判断し、選任に至りました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役森田尚男氏は、朝涼法律事務所所長及び日本空調サービス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は、日本空調サービス株式会社より一部空調設備の導入及びメンテナンス等の取引関係があるものの、同社の売上高に対する割合、当社の設備投資額及び修繕費等に対する割合は僅少であります。また、社外取締役森田尚男氏は、日本空調サービス株式会社の業務執行に関与しておらず、当社の社外取締役としての独立性に影響はございません。なお、同氏は、日本空調サービス株式会社の代表取締役ではなく、さらに、同氏、同氏の近親者及び朝涼法律事務所は、過去並びに現在において、当社の株式を保有していないことから、当社と同氏との間に特別の利益関係はございません。同氏は、弁護士としての専門的知識、社外取締役としての経験等を有しております。

社外監査役畠部泰則氏は、畠部泰則税理士事務所所長を兼務しており、税理士としての専門的知見を有しております。また、同氏、同氏の近親者及び同税理士事務所は、過去並びに現在において、当社の株式を保有しておらず、また、当社グループとの間に取引関係がなく業務執行も行っていないことから、当社との間に利害関係はございません。

以上の理由により、当社は、両氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と認識し、企業行動規範の違反を認定する際の運用の観点から独立役員として指定いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関しましては、業績に連動した役員賞与という形で実施しており、ストックオプション制度等の導入は今のところ考えておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の年間報酬総額：146,835千円（取締役の年間報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額8,321千円は含まれておりません）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、職位別に設けられた報酬基準と各取締役の経営に対する貢献度、会社の業績等を勘案して決定しております。

決定方法につきましては、平成22年12月9日開催の定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内（取締役：年額2億円以内、監査役：年額40百万円以内）において、取締役報酬は取締役会の決議で、監査役報酬は監査役の協議で、それぞれ決定しております。

なお、役員退職慰労金制度は、平成22年12月9日開催の定時取締役会において廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部門等は、設けておりません。

取締役会につきましては、原則、事前に資料を配付し、必要があれば関連部門より事前に説明を行なっております。

監査役会の招集、議事録の作成、書類の整理、その他監査役会の運営に関する事務作業は社外監査役との連絡は、主に常勤監査役が行っております。

なお、独立社外取締役、監査役全員で構成する情報交換会を適宜開催しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、平成28年12月15日現在、1名の社外取締役を含む7名の取締役で取締役会を構成しております。経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の責任を明確にするため取締役の任期を1年としております。

取締役会は、毎月1回の定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況の報告、対策や実行のサイクルを展開するとともに業務執行状況の報告を行っております。

また、経営上の重要事項を討議し、業務執行を効率的に進めるため、役付取締役全員で構成される戦略会議を毎月1回開催しております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役は監査役会が定めた監査方針に則り、取締役業務執行の適法性、妥当性に関して公正・客観的な立場から監査を行っております。なお、2名の社外監査役に関しては、税理士として専門的知識に優れており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

さらに、代表取締役の直轄機関として内部監査室(3名で構成)を設置し、計画的に工場、支店、営業所、子会社等を監査し、業務執行の公正性や透明性の確保に寄与しております。

監査役、会計監査人、内部監査室は、業務監査と会計監査との相互補完の強化を図り、コンプライアンス(法令遵守)を含めた監査を効率的に実施しております。

なお、重要な法務的課題及びコンプライアンスに関する事項につきましては、弁護士事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じてアドバイスを受けております。

会計監査人である三優監査法人には、会社法監査、金融商品取引法監査並びに投資家への適正な情報開示のための必要な指導を受けております。

当社グループの役員及び社員等がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する組織として、コンプライアンス委員会を設置しております。また、当社に係わる種々のリスクの予防、発見及び管理のため、リスク管理委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、平成28年12月15日現在、1名の社外取締役を含む7名の取締役で取締役会を構成しており、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立しております。

また、監査役、会計監査人、内部監査室は、業務監査と会計監査との相互補完の強化を図り、コンプライアンス(法令遵守)を含めた監査を効率的に実施することにより、業務の適正を確保していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約2週間前に発送しております。
その他	定時株主総会の事業報告の部分では、よりご理解いただくためにビジュアル化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会は、毎年7月に開催される「名証アイアールエキスポ」に出展しております。また、その他名古屋地区を中心に年に数回実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに対しては、東京都内にて通期の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、決算短信（四半期決算短信含む）、会社説明会資料、株主総会招集通知等につきましては、開示後速やかに当社ホームページの「株主・投資家の皆様へ（IRスケジュール）」に掲載しており、参加できなかった方もご覧いただけるよう、フェアディスクロージャーに努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：取締役経営企画部長（兼）管理担当 堺信好 IR事務連絡責任者：総務人事課主事 鈴木明彦	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアルに規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。
- (2) コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び使用人がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。
- (3) コンプライアンス委員会は、使用人のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程を制定し、その周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサカード」を取締役及び使用人に交付する。
- (4) コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接使用人から通報・相談を受け付ける内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努める。
- (5) 社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮り、対応を検討する。
- (6) コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 前項の情報の管理については、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は、社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループに係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程及び危機管理マニュアルに基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。また、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。
- (2) リスク管理委員会は、当社各部門及び子会社ごとにリスクの状況を管理し、その結果を定期的に取締役会に報告し、当社グループ全体の問題点の把握と改善に努める。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定期的に行われる定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに当社グループの業務執行状況等の報告を行う。
- (2) 役付取締役等により構成される戦略会議を毎月1回開催し、戦略会議において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議する。
- (3) 取締役会は、前項に定める戦略会議の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役は、その目標達成のために各部門の指導及び助言を行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」という）については、関係会社管理規程に基づき管理担当取締役が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営企画部門、総務人事部門、経理財務部門が管理する。
- (2) 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。なお、その場合、当該使用人は、監査役の指揮命令下におく。
- (2) 当該使用人の人事及び人事処遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
- (3) 当該使用人の評価は、監査役会が行い、当該使用人の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については、監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。
- (4) 当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会、戦略会議等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。
- 監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。
- また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続き、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。
- (2) 財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。

10. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは、取引関係その他一切の関係を持たない。
- (2) 社会の秩序や企業の健全な活動に対して脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合、危機管理マニュアルに基づいて対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。平素より顧問弁護士及び警察等の外部専門機関と連絡をとり、反社会勢力に関する情報交換を行うなど、密接な連携関係を構築しております。

また、当社は、岡崎額田暴力追放市民会議に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。

しかしながら、高値での売り抜け等の不当な目的による大量買い付けは、企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合があります。そのような買収者から当社の企業価値や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買い付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、当社において、いわゆる「買収防衛策」を定めるものではありません。当社は、現在の経営施策を着実に実行し、業績の向上を図り、株価の上昇により企業価値を高めることが買収防衛に繋がると考えております。

しかし、「買収防衛策」につきましては、重要な経営課題の一つと認識しており、各方面から様々なご意見、対応策等をお聞きする等、当社としての有効な対応策を今後も継続して検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

